

第3章 水質汚濁対策

第1節 法律、条例に基づく規制

第1 規制の概要

府域における公共用水域の水質汚濁の防止については、水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全臨時措置法（昭和48年法律第110号。以下「瀬戸内海法」という。瀬戸内海環境保全臨時措置法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律（昭和53年法律第68号。以下「改正法」という。）により瀬戸内海環境保全特別措置法に改称。）及び府公害防止条例に基づき、特定施設又は届出施設を設置する工場・事業場から公共用水域に排出される排水について規制を行っている。

1日当たりの最大排出量50m³/日以上 of 排水を排出する特定事業場において特定施設の新・増設、構造の変更等を行う場合には、瀬戸内海法に基づき許可を要することとされ、併せて事前評価を実施することとなっている。

1日当たりの最大排出量50m³/日未満の排水を排出する特定事業場及び届出施設を設置する事業場にあつては、それぞれ水質汚濁防止法及び府公害防止条例に基づき、特定施設及び届出施設の新・増設、構造の変更等を行う場合には届出を行うべきものとされているほか、特に上水源地域に届出施設を設置する場合には、府公害防止条例においても許可を要することとされており、公共用水域における汚濁負荷量の増加について厳しく事前の審査を行うこととしている。

また、上乘せ条例により、水質汚濁防止法に定める排水基準より厳しい排水基準を定めるとともに、府公害防止条例において汚水に係る規制基準を設定して規制を行っている。なお、瀬戸内海法に基づく規制権限は大阪市長に、水質汚濁防止法及び府公害防止条例に基づく工場・事業場に対する規制権限は大阪市、堺市、東大阪市、吹田市、豊中市、高槻市、八尾市及び枚方市の各市の長に委任されている。

第2 施設設置の現況

1 施設設置の許可及び届出件数

昭和53年度におけるこれらの法律及び条例に基づく許可及び届出の状況は表3-3-1のとおりである。

2 特定（届出）施設の設置工場の現況

法律、条例に基づく許可及び届出対象工場・事業場数は、昭和54年3月31日現在5,370であり、これを水域別、業種別にみると表3-3-2のとおりである。

表3-3-1 法律及び府公害防止条例に基づく特定（届出）施設の許可及び届出状況（昭和53年度）

(1) 瀬戸内海法に基づくもの

種別	府・市	大阪府	大阪市	合計
設置許可		89	4	93
使用届出		1	0	1
構造変更許可		106	2	108
構造変更届出		0	1	1
氏名変更届出		71	2	73
汚染状態変更届出		11	5	16
廃止届出		56	0	56
承継届出		10	0	10
鉱山等使用届出		0	0	0
合計		344	14	358

(2) 水質汚濁防止法に基づくもの

種別	府・市	大阪府	大阪市	堺市	東大阪市	豊中市	吹田市	高槻市	八尾市	枚方市	合計
設置届出		137	6	24	22	6	4	8	52	16	275
使用届出		119	6	2	5	0	1	2	20	0	155
構造変更届出		56	1	15	11	3	2	3	19	6	116
氏名変更届出		31	1	2	8	3	3	7	4	5	64
廃止届出		52	13	5	10	10	1	7	21	3	122
承継届出		12	0	0	1	1	1	0	1	0	16
合計		407	27	48	57	23	12	27	117	30	748

(3) 府公害防止条例に基づくもの

種別	府・市	大阪府	大阪市	堺市	東大阪市	豊中市	吹田市	高槻市	八尾市	枚方市	合計
設置届出		146	10	43	33	5	9	18	78	11	353
使用届出		142	6	2	6	0	0	3	30	0	189
構造変更届出		123	5	50	15	3	5	19	36	17	273
氏名変更届出		70	2	6	16	1	8	20	9	7	139
廃止届出		84	18	17	13	5	4	15	32	9	197
承継届出		21	0	0	1	1	2	1	3	1	30
事故届出		0	0	0	2	0	0	0	0	0	2
事故完了届出		0	0	0	2	0	0	0	0	0	2
設置許可		64	0	0	0	0	0	10	1	13	88
合計		650	41	118	88	15	28	86	189	58	1,273

表3-3-2 法律及び府公害防止条例の対象工場数

(昭和54年3月31日現在)

区分	水城		淀川	神崎川(上流)	神崎川(下流)	森川	大坂市内河川	大和川(上流)	大和川(下流)	泉州(上水郷)	泉州(一般)	泉州(臨海)	計
	濠	池											
瀬戸内	19	33	99	53	99	0	98	24	15	169	20	530	
内	17	32	99	52	99	0	97	24	15	168	20	524	
法	77	3	131	125	131	15	2	22	0	79	33	487	
計	75	3	130	125	130	12	2	21	0	79	32	479	
水	96	36	230	178	230	15	100	46	15	248	53	1,017	
質	92	35	229	177	229	12	99	45	15	247	52	1,003	
防	56	115	395	109	395	0	331	43	127	839	14	2,029	
止	12	10	77	22	77	0	162	18	23	161	5	490	
法	191	1	667	236	667	21	2	81	0	391	26	1,616	
計	24	0	146	46	146	10	1	13	0	62	8	310	
府	116	116	1,062	345	1,062	21	333	124	127	1,230	40	3,845	
公	36	10	223	68	223	10	163	31	23	223	13	800	
警	13	26	67	26	67	0	80	15	52	88	16	383	
防	2	6	17	12	17	0	39	1	2	10	4	93	
止	41	0	159	53	159	17	0	6	0	28	21	325	
条	16	0	30	20	30	4	0	0	0	5	9	84	
例	54	26	226	79	226	17	80	21	52	116	37	708	
計	18	6	47	32	47	4	39	1	2	15	13	177	
大	88	174	561	188	561	0	509	82	194	1,096	50	2,942	
阪	31	48	193	86	193	0	298	43	40	339	29	1,107	
府	309	4	967	414	967	53	4	109	0	498	80	2,428	
計	115	3	306	191	306	26	3	34	0	146	49	873	
府	397	178	1,518	602	1,518	53	513	191	194	1,594	130	5,370	
計	146	51	499	277	499	26	301	77	40	485	78	1,980	

(注) 1 政令市とは、水質汚濁防止法の規定により政令で事務委任されている8市をいう(以下(2)～(4)の表について同じ)。
 2 適用欄は最大排水量50㎥/日以上の工場数を示す(ただし、瀬戸内海法第5条第1項に基づく政令で定めるものを除く。以下(2)の表について同じ)。
 3 規制欄は排水基準の適用を受ける工場数を示す(以下(2)～(4)の表について同じ)。
 4 届出欄のうち、水質汚濁防止法に係るものは瀬戸内海法適用工場以外の工場数を示し、府公害防止条例に係るものは同条例に基づく届出施設設置工場のうち法律適用工場を除く工場数を示す(以下(3)及び(4)の表について同じ)。

(2) 瀬戸内海法に基づくもの

業種	水城			川			神崎川上流			神崎川下流			寝屋川			大阪市内河川			大和川上流					
	府・委任市		淀	大阪府		委任市	大阪府		委任市	大阪府		委任市	大阪府		委任市	大阪府		委任市	大阪府		委任市			
	規 制 用 計	通 用 計	規 制 用 計	規 制 用 計	通 用 計	規 制 用 計	規 制 用 計	通 用 計	規 制 用 計	規 制 用 計	通 用 計	規 制 用 計	規 制 用 計	通 用 計	規 制 用 計	規 制 用 計	通 用 計	規 制 用 計	規 制 用 計	通 用 計	規 制 用 計			
食料品製造業	2	5	7	1	1	1	1	6	12	18	18	4	4	12	12	16	16				6	6		
繊維製品製造業	1	1	2	1	1	1					12	12	6	6	18	18				5	5			
木材・木製品製造業											4	4	4	4	4	4								
パルプ紙・紙加工品製造業				1	1	1	1	1	2	3	3	2	2	1	1	3	3	1	1	1	2	2		
出版・印刷業	1	1	1	1	1	1	4	4	3	3	4	4	3	3	3	3								
化学工業	1	5	6	1	1	1	1	1	9	10	10	4	4	10	10	14	4	4	4	4	2	2		
石油製品及び石炭製品製造業																								
ゴム製品製造業																								
皮革業																								
窯業・土石製品製造業	1	5	6	6																				
鉄鋼業	1	2	3	3																				
非鉄金属製造業																								
金属製品製造業	3	3	3	1	1	1	1	8	3	3	11	11	16	16	26	26	42	42			5	5		
機械器具製造業	4	4	4	2	2	2	5	5	11	11	16	16	12	12	15	15	27	27			4	4		
製造業一般												3	3	4	4	7	7	1	1	1	1	1		
ガス供給業																		2	2	2	2	2		
電気郵便業施設	1	1	1															3	3	3	3	3		
液たく業	1	1	1																		1	1		
自動式洗車施設	1	1	1																		2	2		
水道施設	4	2	1	6	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	3	3	3	3	3		
旅館業																					1	1		
試験・研究機関	3	3	3	6	2	2	2	2	4	4	3	3	7	7	2	2	9	9			3	3		
し尿処理施設	4	46	45	50	49	20	3	23	23	17	62	79	79	16	16	21	21	37	37		50	50		
下水処理場処理施設																								
給食業																								
廃棄物処理施設																								
その他																								
合計	19	17	77	75	96	92	33	32	3	36	35	53	52	125	125	178	177	99	99	131	130	230	229	
																					15	12	15	12
																					98	97	2	2
																					100	99		

(昭和54年3月31日現在)

業種	水城			大和川下流			泉州上水源			泉州一般			泉州臨港			合計			
	府・委任市			大阪府 委任市			大阪府 委任市			大阪府 委任市			大阪府 委任市			大阪府 委任市			
	規 制 用	通 制 用	計	規 制 用	通 制 用	計	規 制 用	通 制 用	計	規 制 用	通 制 用	計	規 制 用	通 制 用	計	規 制 用	通 制 用	計	
食料品製造業	3	3	1	1	5	6	11	11	3	3	3	30	30	36	36	66	66	66	
繊維製品製造業	2	2	3	3	61	61	31	92	92							85	85	38	123
木材・木製品製造業				4	4		4	4								4	4		4
パルプ・紙加工品製造業																10	10	4	14
出版・印刷業																8	8		8
化学工業				2	2	6	8	8	7	7	14	14	21	21	18	18	48	48	66
石油製品及び石炭製品製造業									2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	4
ゴム製品製造業																			4
皮革業																			1
窯業・土石製品製造業	1	1	1	1	18	2	20	20	4	4	6	6	10	10	33	33	33	66	
鉄鋼業									2	2	2	2	2	2	2	7	7	10	17
非鉄金属製造業				1	1	1													17
金属製品製造業	4	4	2	1	6	8	14	14	2	2	2	2	2	2	4	43	43	44	87
機械器具製造業	4	4	1	1	5	5			1	1	3	3	4	4	1	1	1	28	35
製造業一般																4	4	5	9
ガス供給業																2	2	2	4
家畜飼養施設	4	4		4	4		4	4								13	13	2	15
洗たく業	1	1		1	1		1	1								7	7	10	17
自動式洗車施設									1	1						6	6	6	12
水道施設									2	2						12	12	6	18
浜敷業				2	2	2			7	7	1	1	8	7		14	14	10	24
試験・研究機関	2	2		2	2		2	2	4	3	3	7	7			25	25	11	36
し尿処理施設	2	2	16	16	18	18	9	9	9	50	50	16	16	66	66	1	1	168	165
下水道終末処理施設																			332
給食業																			
産業廃棄物処理施設																			
その他	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	10
合計	24	24	22	21	46	45	15	15	15	169	168	79	79	248	247	20	33	32	53
																52	52	530	524
																487	479	1,071	1,065

(3) 水質汚濁防止法に基づくもの

業種	水質汚濁防止法に基づくもの		河川		神崎川上流		神崎川下流		鹿		内河川		大和川上流																							
	大府	委任市	大府	委任市	大府	委任市	大府	委任市	大府	委任市	大府	委任市	大府	委任市																						
食料品製造業	6	1	40	46	1	1	7	2	15	3	22	37	3	45	1	102	3	147	4					47	4	2										
繊維製品製造業	1			1			1	1	1	1	1	2	1	1	7	4	5	2	12	6					4	2										
木材・木製品製造業																																				
パルプ・紙・印刷工業製造業			1	1																																
出版・印刷業																																				
化学工業	4	4	1	8	1			1	3	2	4	2	12	7	9	5	21	12							2	2										
石油製品又は石炭製品製造業									7	1	7	1	5	2	17	2	22	4						2		4	3									
ゴム製品製造業																																				
皮革						1																														
窯業・土石製品製造業	3	4	7	12					12	7	11	18	14	1	12	26	1									1	1									
鉄鋼業	1	3	1	4	1				1	1	2	1	2	1	15	1	16	1								4	1	28	7	28	7					
非金属製品製造業	5	2	2	7	2				1	1	1	1	1	4	2	7	1	11	3																	
金属製品製造業	1	1	1	2					2	4	2	16	4	20	6	64	19	186	82	250	101															
機械器具製造業	2	1	2	4	1	2			2	1	7	2	9	2	16	4	11	2	21	12	32	14														
製造業一般			1	1	2				2	1	2	1	3	2	2	9	5	11	5							1	1									
ガス供給業																																				
電業	5	20	25	30					30	1		1			3	1	14	17	1																	
洗たく業	2	28	30	8					8	1	2	34	36		61	1	113	1	174	2																
自動式洗濯機製造業	14	1	39	53	2	12	1		12	1	31	1	76	4	107	5	90	5	81	3	171	8														
水道施設			3	3					1		1	1	1	1	1	1																				
旅館業	3	13	16	30	1				31	20	12	1	32	1	33	1	38	71	1																	
試験・研究機関	3	1	4	9	5	4	2		4	2	7	3	12	8	19	11	9	5	4	2	13	7														
し尿処理施設	5	4	19	15	24	19	3	3	3	6	21	14	27	20	25	20	19	45	44																	
下水道終末処理施設	1	1	2	3	3				3	3	7	7	10	10	1	7	7	8	8							6	6	6	1	1						
給水																																				
産業廃棄物処理施設																																				
その他			4	4		1			1	2		2		6		4	1	10	1																	
合計	56	12	191	24	247	36	115	10	1	116	10	109	22	236	46	345	68	395	77	667	146	1,062	223			21	10	21	10	331	162	2	1,333	163		

(昭和54年3月31日現在)

業種	水城		大和川下流		泉州上水源		泉州一般		泉州臨港		合計																										
	府・委任市		大阪府 委任市		大阪府 委任市		大阪府 委任市		大阪府 委任市		大阪府 委任市																										
	規 出	規 出	規 出	規 出	規 出	規 出	規 出	規 出	規 出	規 出	規 出	規 出																									
食料品製造業	8	1	22	1	30	2	34	1	34	1	88	1	70	1	158	2					250	14	256	5	506	19											
繊維製造業	1								2	1	69	24	29	12	98	36						85	32	35	14	120	46										
木材・木製品製造業											1											2	1	3	2	5	1	8	3								
パルプ・紙・紙加工品製造業											1																										
出版・印刷業																																					
化学工業	1	1	2	3	1	2	1	2	1	4	1	4	1	8	2	1	4	1	5	2	21	9	40	6	61	15											
石油製品及び石炭製品製造業																																					
ゴム製品製造業																																					
皮革業	1	1																																			
窯業・土石製品製造業	1	5	1	6	1	8			8	23	2	4	1	27	3	5	6	11	101	10	46	3	147	13													
鉄鋼業	2								1	145	10			145	10		3	3	163	18	24	2	187	20													
非鉄金属製造業	1	1								1		2		3			2	2	2	19	12	16	5	35	17												
金属製品製造業	13	9	5	1	18	10	3	1	3	1	14	7	18	5	32	12	7	3	7	3	136	66	236	97	372	163											
機械器具製造業	4								15	15	68	64	7	3	75	67	1	1	115	90	40	17	155	107													
製造業一般										8	1			8	1	1																					
ガス供給業																																					
家畜飼養施設	2	9	11	14					14	23	1	65	88	1					102	4	109		211	4													
洗たく業	1	13	14	13					13	79	41	120	1						174	2	229		2	403	4												
自動式洗車施設	3	1	11	14	1	15			15	78	2	37	2	115	4	1	1	1	2	1	308	66	245	11	553	77											
水道施設									1	4				4																							
旅館業	1	2	3	13					13	172	71	243	1																								
試験・研究機関																																					
し尿処理施設	4	4	8	12	12	4			4	47	38	27	74	65	2	2	2	2	2	2	121	111	95	83	216	194											
下水道汚水処理施設																																					
給食業																																					
産業廃棄物処理施設																																					
その他の																																					
合計	43	18	81	13	124	31	127	23	127	23	839	161	391	62	1,290	223	14	5	26	8	40	13	2,028	490	1,618	310	2,645	800									

(4) 府公害防止条例に基づくもの

業種	水城			淀			川			神崎川上流			神崎川下流			榑			大坂市内河川			大和川上流							
	府・委任市			大坂府			大坂府			大坂府			大坂府			大坂府			大坂府			大坂府			大坂府				
	規 出	規 出	計	規 出	規 出	計	規 出	規 出	計	規 出	規 出	計	規 出	規 出	計	規 出	規 出	計	規 出	規 出	計	規 出	規 出	計	規 出	規 出	計		
食品製造業	2	1	15	3	17	4	5			5	3	16	7	21	10	12	4	27	4	39	8								
繊維製品製造業																													
木材・木製品製造業			1	1							1	1	1	1	1	1	1	1	1	2									
パルプ・紙・加工品製造業																													
出版・印刷業																													
化学工業	1	6	6	7	6	5	2	5	2	3	1	9	3	12	4	21	6	37	8	58	14								
石油製品及び石油製品製造業					1						1	1	1	1	1	1	5	6											
ゴム製品製造業			1	1	1						2	2	2	2	2	1	1	3	2										
皮革業																													
窯業・土石製品製造業			4	1	4	1	2				2	1	4	5	5	5	10	5	15	5									
鉄鋼業												1	1	1	1	1	1	1	2										
非鉄金属製造業			1	1	1						1	1	1	1	1	1	1	1	2										
金属製品製造業			1	1	1						4	1	4	1	3	4	7												
機械器具製造業											1	1	3	3	4	4													
製造業一般	6	5	2	11	2	8	3	8	3	7	5	9	2	16	7	6	1	51	5	57	6								
ガス供給業																													
家畜飼養施設	1		1	2																									
洗たく業																													
自動式洗車施設																													
水道施設																													
旅館業																													
試験・研究機関																													
他																													
下水道終末処理施設																													
給食業			6	3	6	3	1				4	3	2	7	2	8	4	14	6	22	10								
産業廃棄物処理施設			1	3	4	1					1																		
その他																													
合計	13	2	41	16	54	18	26	6	26	6	26	12	53	20	79	32	67	17	159	30	226	47	17	4	17	4	80	39	

(昭和54年3月31日現在)

業種	水城		大和川下流		泉州上水源		泉州一般		泉州臨海		合計														
	大阪府	委任市	大阪府	委任市	大阪府	委任市	大阪府	委任市	大阪府	委任市	大阪府	委任市													
	規 制 出 産	規 制 出 産	規 制 出 産	規 制 出 産	規 制 出 産	規 制 出 産	規 制 出 産	規 制 出 産	規 制 出 産	規 制 出 産	規 制 出 産	規 制 出 産													
食料品製造業	7	1	7	1	1	17	1	1	18	2	1	1	2	61	15	60	16	121	31						
繊維製品製造業					43	32	1	1	33	2				80	2	2	1	82	3						
木材・木製品製造業	2	1	3				1	1			7	1	2	2	9	3	23	3	15	6	38	9			
パルプ・紙・紙加工品製造業																									
出版・印刷業																									
化学工業	3		3				4	2	4	2	4	5	2	9	2	49	17	61	21	110	38				
石油製品及び石炭製品製造業																									
ゴム製品製造業						2	1	2	1																
皮革業																									
窯業・土石製品製造業					2	1	7	1	8	1	2	1		2	1	23	4	20	6	43	10				
鉄鋼業	1		1			6		6								8	1	9							
非鉄金属製造業																									
金属製品製造業							1	1	2	3	1	1	1	2	1	3	2	9	4	12	2	21	6		
機械器具製造業	1		1				1	1	1					2	2	2	4	3	7	6	11	9			
製造業一般	1		1			3		3						2	1	2	1	39	17	69	10	108	27		
ガス供給業																									
家畜飼養施設			1			3		3																	
洗たく業																									
自動式洗濯機施設																									
水道施設																									
排水施設																									
試験・研究機関																									
医師処理施設																									
下水道終末処理施設																									
給水業			2		2	1		9	5	12	21	5		4	4	32	18	41	11	73	29				
産業廃棄物処理施設			2			8		8			8		1	2	3	19	15	34							
その他の						1		1					1	1	4	4	1	8	1						
合計	15	1	6	21	1	52	2	88	10	28	5	116	15	16	4	21	9	37	13	383	93	325	84	708	177

第3 取締り指導状況

府並びに大阪市等8市の政令市においては、昭和53年度には延べ5,409の工場・事業場に対して立入検査を実施し、排出水の採取検査、汚水処理施設の維持管理の改善等排水基準の遵守について指導を行った。

このうち排水基準に適合しないおそれのある6工場に対しては、水質汚濁防止法第13条の規定に基づき改善命令を発して汚水処理施設等を改善させた。

昭和53年度における工場・事業場に対する立入検査状況は表3-3-3のとおりである。

表3-3-3 立入検査状況(昭和53年度)

工場数 府・委 任市	立 入 検 査 工 場 数										改 善 命 令 工 場 数									
	大 阪 府	大 阪 市	堺 市	東 大 阪 市	豊 中 市	吹 田 市	高 槻 市	八 尾 市	枚 方 市	合 計	大 阪 府	大 阪 市	堺 市	東 大 阪 市	豊 中 市	吹 田 市	高 槻 市	八 尾 市	枚 方 市	合 計
淀川	172						203		185	560						1				1
神崎川	上流	146						5		151										
	下流	181	50			69	182	265		747	1 (1)									1 (1)
寝屋川	567	114		390					388	39	1,498			2 (1)				2 (1)		4 (2)
大阪市内河川		89									89									
大和川	上流	565		6							571									
	下流	69	8	42							119									
泉州	上水源	85									85									
	一般	623		620							1,243									
	臨海	182		164							346									
合 計	2,590	261	832	390	69	182	473	388	224	5,409	1 (1)			2 (1)		1		2 (1)		6 (3)

(注) 1 立入検査工場数は延べ工場数である。

2 改善命令工場数の()内は、併せて施設の一時停止命令を発した工場数で、内数である。

第4 総量規制の実施準備等

昭和53年6月、改正法の公布により時限立法であった瀬戸内海環境保全臨時措置法が瀬戸内海環境保全特別措置法と改称され、瀬戸内海の環境保全について恒久的な法制度が確立されるとともに、生活排水等を含めた水質総量規制制度の導入等が図られ、1年以内に施行されることとなった（「瀬戸内海環境保全臨時措置法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（昭和54年政令第131号）」により、昭和54年6月12日から施行）。

改正法による瀬戸内海法及び水質汚濁防止法の主な改正内容は、①瀬戸内海環境保全基本計画（昭和53年4月閣議決定）に基づく府県計画の策定 ②COD総量規制の実施 ③富栄養化による被害の発生の防止措置としての指定物質（リン及びその化合物）削減指導方針の作成等である。これらのうちCOD総量規制は国の総量削減基本方針に基づいて府が発生源別の削減目標量及びその達成の方途等を定めて、COD総量削減計画を策定することとなり、また、リンの削減については国の指示に基づき、リンの削減指導方針を作成することとなるものであるが、昭和53年度においては、この削減計画、指導方針の策定及び瀬戸内海の保全に関する大阪府計画の作成に必要なデータの収集、調査等を行った。

また、関係の工場・事業場に対しては、改正内容の概要のPRを行った。

第2節 下水道の整備

第1 第4次下水道整備5カ年計画の推進

下水道は都市の健全な発展と公衆衛生の向上に寄与するのみでなく、河川、海域等の公共用水域の水質保全に欠くことのできない施設である。

近年の著しい都市化現象に伴う府域における公共用水域の水質汚濁対策として、下水道の整備を強力に推進するため、下水道整備緊急措置法（昭和42年法律第41号）に基づく国の施策に合わせて第1次下水道整備5カ年計画（昭和38～42年度）から逐次、第2次（昭和42～46年度）、第3次（昭和46～50年度）の計画を策定して、その整備を図ってきた。

これに続き、昭和51年度を初年度とする第4次下水道整備5カ年計画を策定し、流域下水道、公共下水道等の整備促進に努めており、昭和53年度末における下水道の普及状況（処理人口普及率。以下同じ。）は大阪市域では97.3%、大阪市域を除く府下の地域では29.6%で、府全域では51.7%となり、前年度から1.1ポイントの進ちょくをみせている。

同計画の目標年次である昭和55年度には60%の普及率を目標としているが、大阪市域を除く府下の地域における普及率を引き上げ、水質汚濁に係る環境基準を達成するためには、更に積極的に下水道の整備を図っていく必要がある（表3-3-4）。

表3-3-4 第4次下水道整備5カ年計画による普及状況（処理人口普及率：%）

区分 \ 年度	昭51	52	53	55 (目標年度)
大阪市域	95.0	96.1	97.3	98.4
大阪市を除く府域	26.6	28.3	29.6	41.0
府全域	49.0	50.6	51.7	60.0

第2 下水道の整備事業

1 流域下水道

多くの市町村の市街地が隣接し、連たんしている地域においては、市町村ごとに下水道を整備するよりは、河川の流域を単位として市町村の境界にとらわれず広域的に下水道を整備することが合理的かつ経済的である。

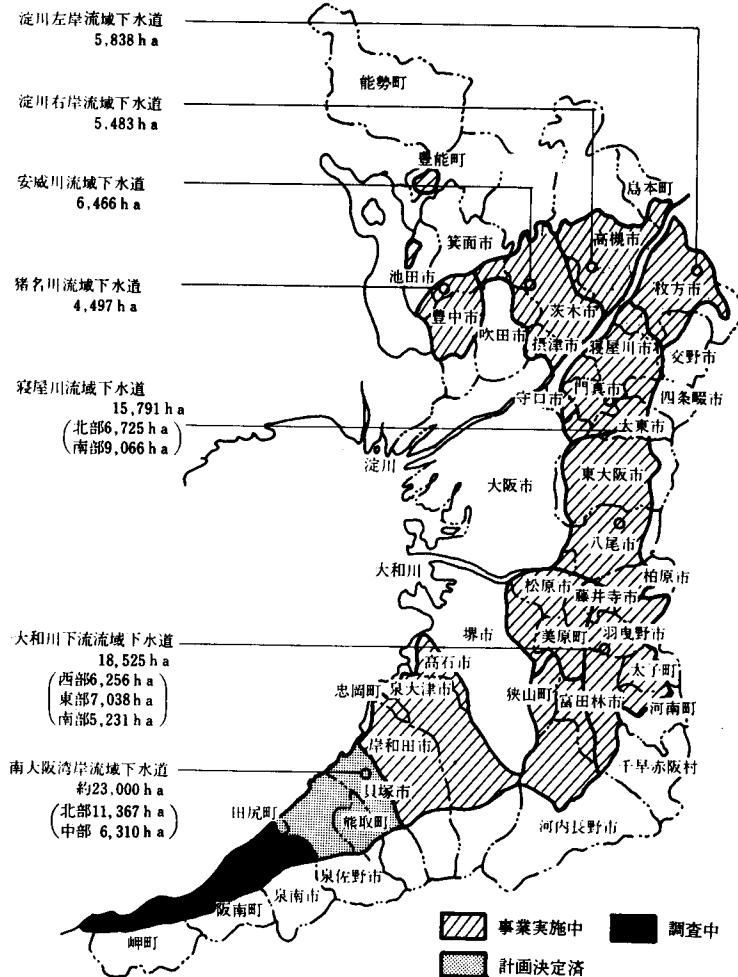
府においては、このような考えに基づいて昭和40年度から流域下水道事業を推進してきた（図3-3-1）。

昭和53年度においては猪名川流域、安威川流域、淀川右岸流域、淀川左岸流域、

寝屋川流域、大和川下流流域及び南大阪湾岸流域の7流域において、引き続き流域下水道事業（総事業費370億4,458万円）を実施した（表3-3-5）。

図3-3-1 府が事業実施している流域下水道の区域

(昭和54年3月31日現在)



2 公共下水道

市街地から排出される汚水や雨水を完全に排除し、家庭し尿を水洗処理するためには、下水を下水道に排出させて終末処理場において処理する必要がある。

昭和53年度においては、大阪市ほか26市4町1組合及び府企業局で総額749億円（うち府補助金5億1,800万円）で公共下水道事業が実施された。

昭和53年度末の府域における下水道の普及状況（行政区内人口に対する比率）は、処理人口については51.7%であるが、大阪市（97.3%）を除けば、29.6%にとどまっている。また、排水人口については52.9%であり、大阪市（97.3%）を除くと31.3%である（図3-3-2及び図3-3-3）。

図3-3-2 公共下水道普及状況（昭和54年3月31日現在）

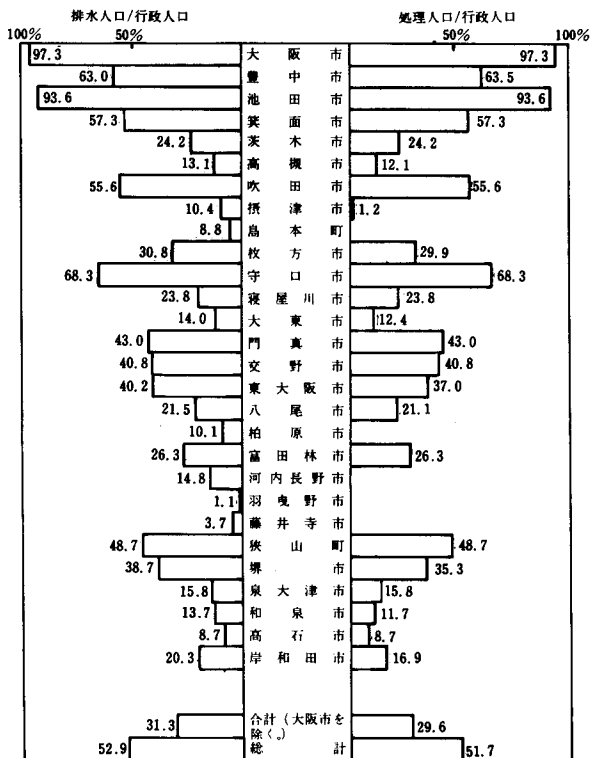
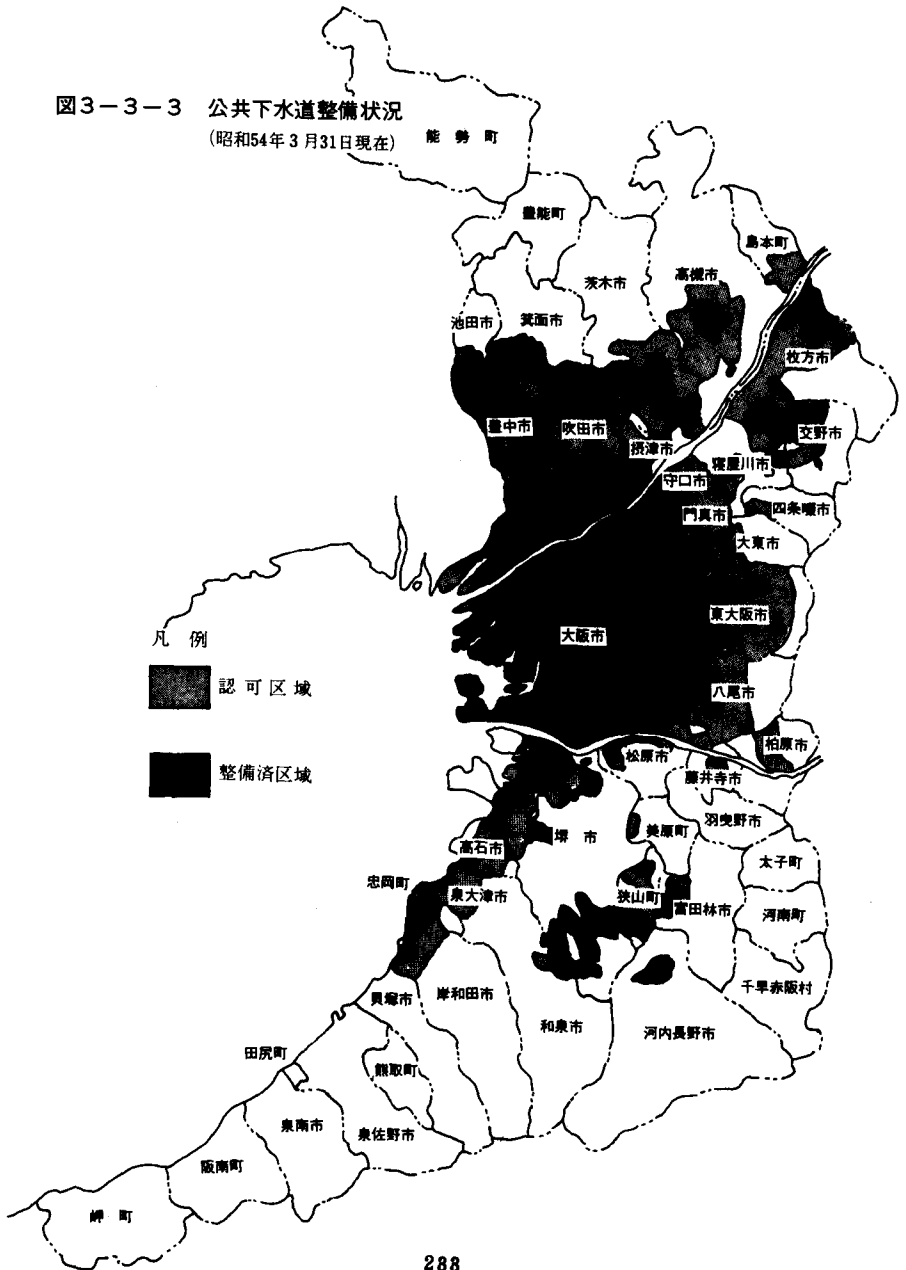


図3-3-3 公共下水道整備状況
(昭和54年3月31日現在)



3 都市下水路

都市下水路は市街地において雨水を排除する必要がある場合に設置されるものであるが、昭和53年度においては、高槻市を始め16市1組合において総額30億3,850万円で30水路について都市下水路整備事業が実施された。

4 特定環境保全公共下水道

特定環境保全公共下水道は、農山漁村の主要な集落、湖沼周辺等において環境保全のため、特に緊急に実施する必要がある場合に設置されるものであるが、昭和53年度には池田市において総額4億4,700万円で特定環境保全公共下水道事業が実施された。

第3節 河川、港湾等の浄化

1 都市河川浄化事業及び河川環境整備事業

河床に沈でんした汚では、河川の水質を悪化させるとともに、硫化水素ガス等による悪臭の発生原因となっている。このため、昭和53年度において神崎川、第二寝屋川の汚でい約4万300m³をしゅんせつし、府下の各河川においても堆積土砂の除去を行ったほか、東横堀川浄化施設及び今川導水路の建設事業を促進した。

また、不法投棄等により河川の堤防敷地内に堆積し、又は水面に浮遊するじんかい等の清掃を実施するとともに、河川パトロールを強化して、汚物、じんかい等の不法投棄の取締りを行った。

更に、府民に意識の高揚を呼びかけるため、河川敷への不法投棄の防止の立札を設置したほか、河川愛護精神の啓発用ポスター(7,000枚)の配付等を行った。

2 港湾の浄化事業

堺泉北港における船舶から排出される油・ごみ及び河川から流入するごみ等を総合的に処理する施設として堺泉北港船舶廃油処理場を堺第7-3区埋立地内に設置し、その施設運営並びに油回収船、清掃船の運営については、社団法人大阪府清港会に委託して港湾の浄化に努めた(表3-3-6)。

表3-3-6 港湾浄化事業実施状況（昭和53年度）

(1) 廃油処理実績

区 分	水 バ ラ ス ト	ビ ル ジ	コレクトオイル
隻 数	3 (3)	80	19 (6)
処理量 (m ³)	8.0	279.0	63.8

(注) 隻数欄の()内は、ビルジ処理の際に水バラスト、コレクトオイルも併せて処理した隻数の内数である。

(2) じんかいの処理実績

区 分	北泊地	西泊地	南泊地	浜 寺 地	浜 水 寺 路	大 泊 津 地	大津南 泊 地	防 堤 波 外	その他	合 計
出 動 回 数	76	76	94	15	12	15	17	18	—	323
回 収 量(m ³)	1,692	163	272	11	1	25	12	—	—	2,176

3 港湾の緑化事業

昭和48年度から港湾の環境整備事業として堺泉北港及び阪南港の公共ふ頭に緑地の建設を行っており、昭和53年度には泉北7区の先端公園及び阪南1区の緑地の建設を行うとともに、樹木のせん定、かん水等の維持管理を行った（表3-3-7）。

表3-3-7 緑地建設の進ちょく率

地 区		全 体 計 画	昭和52年度までの実績	昭 和 53 年 度	昭和53年度までの進ちょく率
堺 泉 北 港	泉北1区	2,590m ²	2,590m ²	—	100%
	泉北4区	3,670	3,670	—	100
	泉北5区	50,900	28,685	0m ²	56
	泉北6区	53,340	0	0	0
	泉北7区	64,400	22,778	6,005	45
	計	174,900	57,723	6,005	36
阪 南 港	阪南1区	120,000	10,907	6,735	15
	岸和田地区	1,500	1,500	—	100
	忠岡地区	7,300	7,300	—	100
	木材地区	6,550	6,550	—	100
	計	135,350	26,257	6,735	24
合 計		310,250	83,980	12,740	31

4 浄水場の沈でん汚でい処理

水質汚濁防止対策の一環として、村野、庭窪、大庭及び三島浄水場における沈でん汚でいの処理を実施しており、昭和53年度においては、各浄水場において沈でん汚でい約7万1,600トンの処理を行った（表3-3-8）。

表3-3-8 浄水場沈でん汚でい処理状況（昭和53年度）

（単位：トン）

浄水場名	村野	庭窪	大庭	三島	計
処理量	54,784	5,931	9,210	1,702	71,627

第4節 公共用水域の監視等

第1 公共用水域の水質測定計画

水質汚濁防止法第16条及び府公害防止条例第59条の規定に基づき、河川及び海域の水質測定については府域の主要79河川（113地点）及び大阪湾海域（18地点）に調査地点を設定し、河川ではシアン、カドミウム等健康項目を含む32項目、海域では健康項目を含む30項目について、毎月、定期的に監視測定を行っている。

また、海域の底質測定については大阪湾海域に9地点の調査地点を設定し16項目の底質調査を実施した。昭和54年度の測定計画は、前年度と同様であり、表3-3-9に掲げるとおりである。

表3-3-9 公共用水域の水質測定計画（昭和54年度）

(1) 測定地点及び測定機関

区分	水域	測定地点 の区分	測定機関							合計		
			大阪府	近畿地方 建設局	大阪市	堺市	東大阪市	高槻市	枚方市		豊中市	
水	淀川水域	基準点		8				3	3		14	
		準基準点										
		合計		8				3	3		14	
	神崎川水域	基準点	10	3						1	14	
		準基準点	6								6	
		合計	16	3						1	20	
	河	寝屋川水域	基準点	5		1		1				7
			準基準点	2		3		2				7
			合計	7		4		3				14
質	大阪市内 河川水域	基準点			11						11	
		準基準点			1						1	
		合計			12						12	
測	川	大和川水域	基準点	5	5		1				11	
			準基準点				1				1	
			合計	5	5		2				12	
定	泉州諸河川 水域	基準点	22			1					23	
		準基準点	10			8					18	
		合計	32			9					41	
河川計	基準点	42	16	12	2	1	3	3	1	80		
	準基準点	18		4	9	2				33		
	合計	60	16	16	11	3	3	3	1	113		
海域	大阪湾	基準点	15								15	
底質測定	大阪湾	測定点	9								9	

(2) 測定回数表

区分		生活環境項目 その他の項目	健康項目		特殊項目	
			健康項目A	健康項目B		
水 質 測 定	河	基準点 (A)	年 12 回 (毎月)	年 12 回 (毎月)	年 2 回 (8月、 翌年2月)	年 2 回 (ただし、総窒素、総リンは年 4 回) (8月、翌年 2 月、 ただし、総窒素、 総リンは 5 月、8 月、11 月、翌年 2 月)
		基準点 (B)		年 4 回 (5月、8月、 11月、翌年 2月)	年 1 回 (8月)	年 1 回 (ただし、総窒素、総リンは年 2 回) (8月、ただし、総窒素、総リンは 8 月、翌年 2 月)
	川	通目測定点	年 1 回以上 (各 1 回について、2 時間おき 13 回採水分析する。)			
		準基準点 (C)	年 4 回 (5月、8月、11月、 翌年 2 月)	年 4 回 (5月、8月、 11月、翌年 2月)	年 1 回 (8月)	年 1 回 (ただし、総窒素、総リンは年 2 回) (8月、ただし、総窒素、総リンは 8 月、翌年 2 月)
	海域	基準点 (S)	年 12 回 (毎月)	年 2 回 (8月、 翌年 2 月)	年 1 回 (8月)	年 2 回 (8月、翌年 2 月)
底質測定	海域		年 2 回 (8月、翌年 2 月)	年 1 回 (8月)	年 1 回 (8月)	年 1 回 (8月)

第2 水質自動監視所による監視・測定

水質の自動測定については、府では昭和45年度に一津屋（摂津市）に水質自動監視所を設置しているが、このほか大阪市では昭和45年度から50年度にかけて計10地点、茨木市では昭和46年度に安威川流域に1地点、また、国においては近畿地方建設局が昭和45年度から昭和47年度の間計6地点を設置し、現在、18地点で水質自動測定施設が稼働している（表3-3-10及び図3-3-4）。

測定項目については、測定地点により異なるが水温、水素イオン濃度（pH）、溶存酸素量（DO）、濁度、電導度、シアン、COD、全有機炭素（TOC）、酸化還元電位（ORP）、アンモニアである。

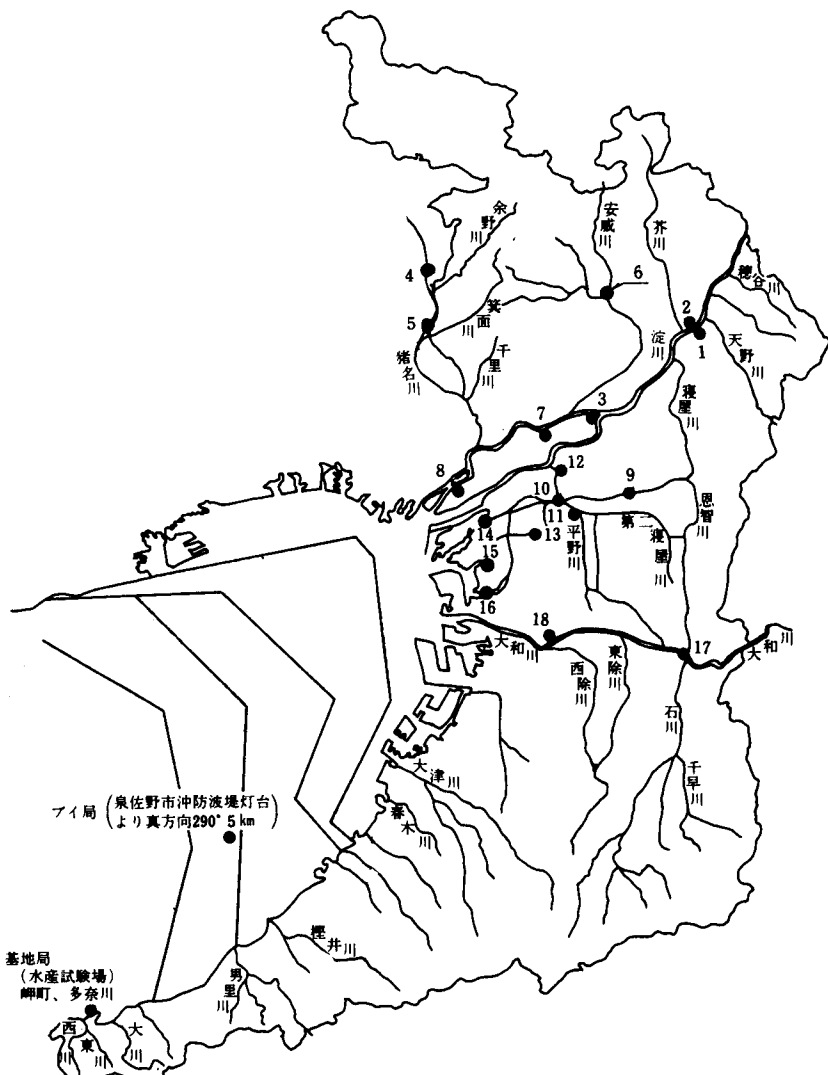
また、海域においては、昭和48年度に府が海域自動観測ブイ局（泉佐野沖）及びその基地局（府水産試験場）を設置して、水温、塩分、pH、流向、流速について連続測定を行っている。

表3-3-10 水質自動測定施設の設置状況

（昭和54年3月31日現在）

番号	河川名	測定地点	設置主体	設置年度	測定項目									
					水温	pH	DO	濁度	電導度	COD	TOC	シアン	ORP	NH ₄ ⁺
1	淀川	枚方大橋左岸	近畿地方建設局	45	○	○	○	○	○			○		○
2	〃	〃 右岸	〃	〃	○	○	○	○	○			○		○
3	〃	摂津市一津屋右岸	大阪府	〃	○	○	○	○	○		○	○		
4	猪名川	銀橋	近畿地方建設局	50	○	○	○	○	○					○
5	〃	軍行橋	〃	46	○	○	○	○	○			○		○
6	安威川	西河原橋	茨木市	〃	○	○	○	○	○					
7	神崎川	下新庄	大阪市	〃	○	○	○	○	○	○			○	
8	〃	出来島	〃	〃	○	○	○	○		○				
9	寝屋川	今津橋	〃	45	○	○	○	○	○	○				
10	〃	京橋	〃	48	○	○	○	○	○	○				○
11	平野川	衛門橋	〃	47	○	○	○	○	○	○				○
12	大川	毛馬橋	〃	50	○	○	○	○	○	○				○
13	道頓堀川	大黒橋	〃	45	○	○	○	○	○	○				○
14	安治川	安治川大橋	〃	47	○	○	○	○	○	○				○
15	尻無川	河口	〃	49	○	○	○	○		○				
16	木津川	千本松渡	〃	48	○	○	○	○	○	○				○
17	大和川	河内橋	近畿地方建設局	46	○	○	○	○	○			○		
18	〃	浅香	〃	47	○	○	○	○	○	○			○	

図3-3-4 水質自動測定施設設置現況図(昭和54年3月31日現在)



(注) 図中の番号は表3-3-11の番号に対応する。

第3 瀬戸内海環境保全対策等に関する関係府県市との協議

1 瀬戸内海環境保全知事・市長会議

瀬戸内海の環境保全を図るため瀬戸内海沿岸11府県3市（大阪府、兵庫県、和歌山県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県、大分県、大阪市、神戸市、北九州市）で構成する「瀬戸内海環境保全知事・市長会議」（昭和46年7月設置）では、昭和53年度（第8回会議）において、水質の総量規制のあり方等について意見交換を行い、昭和53年7月21日及び同年12月12日の2回にわたり、国に対して①水質の総量規制についての府県の意見尊重 ②富栄養化・赤潮対策の確立 ③下水道整備の重点的促進 ④廃棄物の処分地の確保 ⑤埋立てに関する環境影響評価の確立 ⑥船舶航行の安全対策の強化 ⑦自然海浜の保全の推進 ⑧瀬戸内海環境整備本部（仮称）の設置 ⑨瀬戸内海環境科学総合研究所（仮称）の設置 ⑩瀬戸内海の環境保全に係る財政上の特例措置について要望を行った。

2 大阪湾海水汚濁対策協議会

大阪湾の水質汚濁の防止を図るため大阪湾沿岸3府県15市7町で構成する「大阪湾海水汚濁対策協議会」（昭和47年11月設置）では、昭和53年度（第7回総会）において①赤潮防止対策の積極的推進 ②下水道の整備促進 ③廃棄物の処分地の確保 ④海面及び海底清掃事業の実施 ⑤財政上の特例措置について協議を行い、関係各省庁及び国会への要望を行った。

3 淀川等の水質汚濁対策連絡協議会

府域の主要河川である淀川、神崎川、大和川並びに大阪湾の水質汚濁を防止するため、流域関係機関によりそれぞれ淀川水質汚濁防止連絡協議会、神崎川水質汚濁対策連絡協議会、大和川水質汚濁防止連絡協議会及び大阪湾海水汚濁防止対策協議会を組織し、相互に連絡調整を図りながら水質汚濁対策の推進について協議を行った。